



業 務 委 託 契 約 書

委 託 名	城南衛生管理組合新事務所棟等移転業務委託
作 業 場 所	別紙仕様書による
履 行 期 間	令和 6年 月 日から 令和 6年 7月 31日まで
契 約 金 額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
契 約 保 証 金	免除
部 分 払	無

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6年 月 日

発注者 住 所 京都府八幡市八幡沢1番地
名 称 城南衛生管理組合
代表者名 管理者 松村 淳子 ⑩

受注者 住 所
名 称
代表者名 ⑩

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書(図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これら「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 仕様書等に明示されていないもの又は仕様書等の交互符合しないものを発見したときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、受注者は発注者又は第9条に規定する担当職員の指示に従うものとする。

3 この契約書により、又はこの契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、すべて担当職員を経由しなければならない。

(業務の範囲)

第2条 この業務の範囲は、前条の仕様書等のおりとし、受注者は仕様書等に基づき、業務の本旨に従い善良な管理者の注意をもって業務を処理しなければならない。

(提出書類等)

第3条 受注者は、この契約締結後仕様書等に基づき、必要な書類(以下「提出書類等」という。)を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の提出書類等が不相当と認められ、その調整を命じられたときは、すみやかにこれに応じなければならない。

(法令上の責任)

第4条 この契約の履行に関し必要な関係法令上の措置は、すべて受注者において行うものとする。

(着手届)

第5条 受注者は、業務に着手するときは、発注者に着手届を提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括して又は大部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の部分について、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により承諾を得た業務の部分について、再委託を受ける者又は下請者を決定したときは、当該部分の着手前に発注者に書面により通知しなければならない。

3 発注者は、受注者に対して再委託を受ける者又は下請者が業務の実施につき不相当と認めたとときは、その変更を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 業務の実施に特許権その他第三者の権利の対象になっている処理方法を使用するときは、受注者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(担当職員)

第9条 発注者は、この業務の実施について、発注者に代わって指示する担当職員を定めたときは、受注者に通知するものとする。

(業務担当責任者等の選任)

第10条 受注者は、業務の実施について業務担当責任者を定め、発注者に通知しなければならない。

- 2 前項の業務担当責任者は、発注者又は担当職員の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 受注者は、業務の実施について選任した技術者、作業員、その他の者（以下「技術者等」という。）を、発注者に通知しなければならない。ただし、発注者が必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者の選任した業務担当責任者、技術者等について業務の実施につき、著しく不相当と認めた者がいるときは、受注者に対してその理由を明示して、その変更を求めることができる。

(業務の調査等)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について調査をし、又は受注者に対して報告を求めることができる。

- 2 受注者は、業務の処理について、あらかじめ担当職員の立会いを指定された作業を実施するときは、特に担当職員の立会いのうえ実施しなければならない。
- 3 担当職員は、受注者から前項の立会いを求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。
- 4 受注者は、発注者から見本又は写真等の記録整備を指定されている作業を実施する場合は、当該記録を整備し、発注者又は担当職員の要求があったときは、すみやかに提出しなければならない。
- 5 受注者が、第2項又は前項の規定に違反した場合は、担当職員は必要な検査をすることができる。
- 6 前項の検査に要した経費は、受注者の負担とする。

(仕様書等不適合の場合の更正義務)

第12条 業務の処理が仕様書等に適合しない場合において、担当職員がその更正を要求したときは、これに従わなければならない。ただし、このために契約金額を増し、又は履行期間を延長することはできない。

- 2 前項の不適合が担当職員の指示によるなど発注者の責に帰すべき理由による場合は、第13条後段の規定を準用する。

(業務内容の変更)

第13条 発注者は、必要がある場合は業務内容を変更し、若しくは業務を一時中止し、又はこれを打切ることができる。この場合において履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、書面により定めるものとする。

(緊急時の措置)

第14条 発注者は、業務上における施設の事故、故障等、緊急事態発生の場合、受注者に対して所要の措置をとることを求めることができる。この場合、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

- 2 前項の措置に要した経費については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 業務の処理に関し生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）の賠償については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する理由による場合の損害については、この限りでない。

- 2 発注者が受注者に貸与した機材等を使用し、これにより受注者が当該業務を行うにつき発注者又は第三者に及ぼした損害の賠償についても前項と同様とする。ただし、発注者の貸与した機材等の性状など発注者の責に帰する理由による場合は、この限りでない。なお、受注者は発注者の当該機材等の性状が不相当であること等発注者の責に帰する理由を知ったときは、直ちに発注者に通知するものとし、その通知を怠ったときは、受注者の負担とする。
- 3 前2項により受注者が負担すべき損害の賠償については、発注者が付した保険等は適用しない。また、受注者が負担すべき損害の賠償で、発注者が第三者に賠償を負った場合は、その賠償について発注者は受注者に対し求償できるものとし、受注者はこれに応ずるものとする。
- 4 第1項及び第2項の場合において当該業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合については、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第 16 条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了について報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告を受理したときは、その日から 10 日以内に完了の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引渡すものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第 17 条 受注者が履行期限までに業務が完了することができない場合、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金を付して履行期限を延長することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の違約金は、遅滞日数 1 日につき、1,000 分の 1 の割合で計算した額とする。

(契約金額の支払い)

第 18 条 受注者は、第 16 条に定める検査に合格し、引渡しをしたときは、所定の手続きに従った、契約金額の支払いを請求するものとする。ただし、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から 30 日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者があらかじめ指定した請求及び支払方法がある場合は、発注者及び受注者は当該方法により処理するものとする。

(部分払)

第 19 条 受注者は、委託業務の完了前に、その出来形部分（発注者が出来形部分として確認したものに限り、以下同じ。）に相応する契約金相当額の 10 分の 9 以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この契約の頭書において部分払無とした場合には受注者は、部分払の支払を請求することができない。

2 前項の請求は、一回とする。

3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いのうえ、仕様書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払いを請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 前項の規定による部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項中「契約金相当額」とあるのは「契約金相当額から既に部分払の対象となつた契約金相当額を控除した額」とするものとする。

(発注者の契約解除権)

第 20 条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、正当な理由なしに、この契約に違反したとき。

(2) 受注者の業務の実施が著しく不相当であると認められるとき。

(3) 受注者が、正当な理由なしに、担当職員の指示に従わないとき。

(4) 受注者が、第 7 条第 3 項及び第 10 条第 4 項に規定する発注者の変更請求に応じないとき。

(5) 営業に関し、官公庁の許可、認可、届出等を必要とする業務について、その資格取消しをされたとき。

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の契約解除の場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがある場合、発注者は当該部分に対する契約金相当額を支払うものとする。

- 3 第1項各号に該当することにより、この契約が解除されたときは、受注者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第21条 発注者は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは契約を解除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の契約解除権)

第22条 発注者が、契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(違約金等の控除)

第23条 受注者が、この契約に基づく違約金、賠償金、その他の発注者への支払金を発注者の指定する期間内に納付しないときは、発注者は、受注者に支払うべき契約金額の中からその金額を控除し、なお不足を生ずるときは、更に追徴する。

(契約不適合)

- 第24条 受注者は目的物について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)と認められたときは発注者の指定する期限までに補修するものとする。
- 2 発注者は、前項の契約不適合の補修に代え、又は補修とともに、損害賠償の請求をすることができる。

(談合等不正行為に関する損害賠償金の予約)

- 第25条 発注者は、この契約に関し受注者の談合等不正行為が判明したときは、当該談合等不正行為による損害賠償金を受注者に請求する。
- 2 第1項の損害賠償金は、契約金額の13%とする。
 - 3 談合等不正行為の判明とは、独占禁止法違反で公正取引委員会の排除措置命令、課徴金納付命令がなされ審決が確定したとき及び刑法に基づく競争入札妨害罪、贈賄罪が確定したとき。

(機密保持)

第26条 発注者及び受注者は、本契約及び業務の遂行上、知り得た相手方の機密を第三者に漏洩しないものとする。なお、契約終了後も同様とする。

(補則)

第27条 この契約に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。

(その他特約条項)

1. 各会計年度における業務委託料の支払限度額は次のとおりとする。

令和5年度事業分 〇

令和6年度事業分

2. この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うものとする。